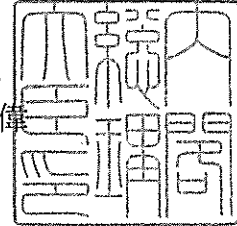




府益担第934号  
令和3年9月10日

公益社団法人神戸女学院めぐみ会  
永井 敬子 様

内閣総理大臣  
菅 義偉



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和3年10月18日 から 令和8年10月17日 まで